

北九州市いきいき長寿プラン
(2018~2020年度)分

認知症対応型共同生活介護
(グループホーム)
公募説明会資料

令和元(2019)年5月22日(水)
北九州市保健福祉局介護保険課

目 次

- 対象施設・対象者について P 2
- 応募の受付期間・提出書類について P 3～4
- 今後の日程・選考方法と結果について P 5～6
- 整備の方針（応募要件）について P 7～10
- 留意事項 P11～14
- 禁止事項と欠格事項等・その他の留意事項について P15～16
- 問い合わせ及び書類の提出先について P16

<評価基準関係>

- ◎ 事業所整備の評価基準（審査の着眼点）及び配点 P17～21

1 はじめに（一般公募について）

- 本市では、北九州市いきいき長寿プラン（2018～2020年度）に基づき、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の計画的な整備を公募により行います。
- 応募にあたっては、これからの人口減少社会を見据え、今後の法人運営や事業の持続可能性を踏まえた上で、審査基準や関係法令等を十分に理解の上、ご応募ください。

2 公募の対象施設について

- 今回募集する施設は次のとおりです。

- (1) 認知症対応型共同生活介護の新設（全室個室・ユニット型）
 - ・ 18名 （2ユニット）
- (2) 認知症対応型共同生活介護の増床（全室個室・ユニット型）
 - ・ 9名 （1ユニット）

※ 上記による募集床数（定員）の合計は99床を上限とする。

- 本公募における施設整備の建設補助については、県の補助金（基金）を活用して行う予定ですが、公募の説明会の時点で来年度の県の補助金額（見込）が示されていませんので、補助金の額（予定額）については変更の可能性があります。あらかじめ、ご了解の上、ご応募ください。

- 増床に伴う建設補助は、増床部分に対してのみであり、増床の方法により、補助対象とならない場合があります。

※ 今回の公募における整備方針（応募要件）についてはP7～P8、補助金の詳細についてはP11をご参照ください。

3 公募の対象者について

- 応募できる方は、次のとおりです。

- 法人であること

※ 新たに法人を設立する予定の場合、原則として応募書類提出までに法人を設立すること。

- 認知症対応型共同生活介護の増床においては、既存の1ユニットのグループホームを運営している法人であること

4 応募の受付期間について

- 応募する予定の方は、申込意向確認書（別添様式）を事前に提出してください。

【申込意向確認書の提出期限】

令和元（2019）年 7 月 22 日（月） 17 時 15 分まで

（持参又は郵送のこと）

- ※ 申込意向確認書を提出されなくても応募は可能ですが、追加提出資料や応募方法の Q&A などは、この確認書をもとにお知らせすることがありますので、必ず提出してください。
- ※ 期限後、申込意向確認書の提出状況を北九州市ホームページで公表します。
（市のホームページのトップページの画面上部の「検索」に、「介護保険事業者の公募と整備計画」と入力し、検索してください。）

- 応募書類の提出期限は次のとおりです。

【応募書類の提出期限】

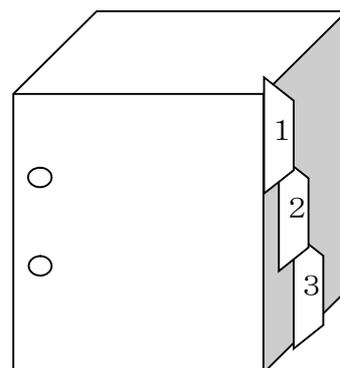
令和元（2019）年 8 月 22 日（木） 17 時 15 分まで期限厳守

- ※ 必ず法人の担当者が『持参』してください（郵送不可）
- ※ 17 時 15 分を過ぎると受付できませんのでご注意ください。

- ※ 提出先は、北九州市役所 9 階 保健福祉局介護保険課です（詳しくは P16 参照）
- ※ 応募書類の様式データの請求方法については、P16 をご参照ください。なお、申込意向確認書は、応募書類の様式データとともに送付します。
- ※ 期限後、応募状況を北九州市ホームページで公表します（検索方法は前述のとおり）

5 提出書類について

- 別添「応募書類 様式集」の「提出書類一覧表」のとおり提出してください。
- 提出された書類等は返却しません。また、応募書類等の提出に要する経費について、本市は一切負担しません。
- 応募書類は、A4 判でファイリングしたものを **2 部（正本 1 部、副本 1 部）** 提出してください。
なお、副本は正本をそのままコピーしたもので構いません（原本証明は不要）。
 - ※ D リングファイルを使用してください。
 - ※ ファイルの表紙及び背表紙に、公募の種類「グループホーム 公募 応募書類」、法人名または設立準備会名、正本・副本の別を記載してください。



※ 提出書類は、番号入り仕切紙（白紙に番号のインデックスを添付したもの）をはさみ、書類番号ごとに分けて綴り、ご提出ください。

※ 提出書類のうち、NO13「運営方針等の提案について」（様式7-2、7-3、7-4、7-5）については、フォント・文字サイズは、HG 丸ゴシック・10.5P、文字の色は黒で統一してください。

- 提出書類は、市への提出分とは別に、法人用の控えもご準備ください。
- 応募書類ご提出の際は、提出書類のデータ（応募書類様式集「提出書類一覧表」のデータ欄に「●」があるもの全て）を保存したCD-Rを併せてご提出ください（様式データの請求先はP16参照）。
- 様式が定められている書類については、必ず今回配布分の様式を使用してください。過去の公募で配布した様式等は使用しないでください。

（正本について）

- 原本証明に押印する法人印や、履歴書や委任状などの個人印は、印鑑証明の印影と同じものを使用してください。
- 契約書などは、本来、契約者同士で原本を保管するものなので、応募にあたっては写しの提出で構いません。また、その場合は代表者名で次のような原本証明をしてください。

（代表者名による原本証明の見本）

この写は原本と相違ありません。				
令和	年	月	日	
法人名		○	○	○
代表者名		○	○	○
				法人印

6 今後の日程について（予定）

令和元(2019)年 7 月 22 日	申込意向確認書の提出期限
令和元(2019)年 8 月 22 日	応募書類の提出期限
令和元(2019)年 10 月中旬 ～令和元年 11 月中旬	書類審査・ヒアリング
令和元(2019)年 12 月下旬 ～令和 2 年 1 月上旬	学識経験者等で構成された第三者機関での専門的な検討
令和 2(2020)年 1 月下旬 ～令和 2 年 2 月上旬	事業予定者の選定・結果の通知
令和 2(2020)年 2 月中旬～下旬	図面協議
令和 2(2020)年 3 月～ 令和 2(2020)年 10 月下旬	建築確認申請、建築工事業者の指名競争入札、工事着工 介護保険法に基づく指定申請 竣工（～開設の 1 月前） 申請書類審査、現地確認等（～開設の 2 週間前）
～令和 2(2020)年 12 月 1 日	指定（事業開始）

7 選考方法と結果について

- 事業予定者の選定は、学識経験者等で構成された第三者機関で専門的な検討を行い、その意見を聞いた上で市が決定します。
- 審査は、評価基準（P17～）に沿って行います。
- 選定される点数（以下、基準点とする。）以上に位置する応募者を選定することにより、募集床数を超過する場合、募集床数以上に位置する応募者は非選定とし、その下位にある応募者についても非選定となります。（繰り上げて選定はしません。）

【例】基準点 60 点以上の応募者が 7 法人の場合

順位	評価結果 (総合点)	法人名	応募種別	応募床数	選定結果
1	80.0点	A	新設	18	選定
2	70.0点	B	新設	18	選定
3	65.0点	C	新設	18	選定
4	63.0点	D	新設	18	選定
5	62.0点	E	新設	18	選定
6	61.0点	F	新設	18	非選定
7	60.0点	G	増床	9	非選定

※ 例の場合、Fを選定することで、募集床数（99 床）の上限を超過するため、Fは非選定となります。また、Gについても非選定となります。

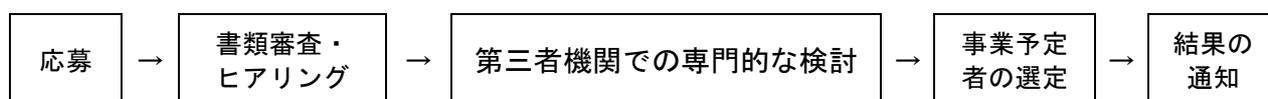
- 基準点以上に位置する応募者を選定することにより、募集床数を超過する場合（同点の場合）、**増床を優先**とします。

【例】基準点 60 点以上の応募者が 7 法人の場合

順位	評価結果 (総合点)	法人名	応募種別	応募床数	選定結果
1	80.0点	A	新設	18	選定
2	70.0点	B	新設	18	選定
3	65.0点	C	増床	9	選定
4	63.0点	D	新設	18	選定
5	62.0点	E	新設	18	選定
6	60.0点	F	新設	18	非選定
7	60.0点	G	増床	9	選定

※ 例の場合、FおよびGを選定すると募集床数（99 床）の上限を超過します。しかし、FまたはGのいずれか1法人であれば、超過しません。このような場合、増床を優先とし、Cは非選定となります。

- 選定結果は、応募された全事業者へ文書で通知するとともに、北九州市ホームページで公表します。（令和 2(2020)年 1 月下旬～2 月上旬を予定。トップページ画面上の検索欄に、「介護保険事業者の公募と整備計画」と入力し、検索してください）
- なお、審査結果によっては、募集床数に満たない場合であっても、事業予定者が選定されないことがあります。（P17 参照）



※ 事業予定者として選定された場合、第三者機関での専門的な検討で指摘された事項（改善が必要なもの）については必ず改善を行ってください。

8 整備の方針（応募要件）について

【新設・増床 共通要件】

- グループホーム（新設、増床）全体で、99 床を整備する。
- 募集圏域は、北九州市内全域とする。なお、小倉南 3、若松 1、八幡東 2 に整備する場合は、選考に際し加点（3 点）を行う。
 - ※ ただし、住宅地または住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるよう配慮すること。
- 応募は 1 法人につき 1 対象事業とする。
 - ※ 複数の対象事業への応募は可とする。
- 施設の開設予定地は、各種法令等を遵守し、原則、令和 2(2020)年 10 月末までに竣工し、令和 2(2020)年 12 月 1 日までに開設できる場所であること。
 - ※ 開設予定地が都市計画法など各種関係法令の規制にかかる場合、原則として公募申請前までに関係部署との協議を終え、確実に建設ができる状況にしておくこと。
 - ※ 市街化調整区域については、平成 19 年の都市計画法の改正により、開発許可が必要になり、建設可能な場所が限られているので留意すること。建設可能であるかどうかについては、北九州市建築都市局開発指導課などの関係部署と十分協議すること。なお、北九州市開発審査会審査基準第 21 号に係る担当部局からの副申については、出すことができない。
- 人員・設備・運営基準について、「北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営及び基準等に関する条例」（以下「基準条例」という。）に適合すること
- 安全対策の観点から、法令上の義務の有無を問わず「スプリンクラー設備」、「自動火災報知設備」、「火災通報装置」を設備すること。
- 「基準条例」において、地域密着型サービス事業所の事業者は、地域交流のためのスペースを確保することが努力義務として規定されていることから、地域交流スペースを設けるように努めること。また、この点について、評価項目における「地域との連携」の一環として評価する。

【新設要件】

- 新設の事業所定員は、2 ユニット 18 名とする。
- 令和 2(2020)年 12 月 1 日までに介護保険法に基づく指定を受けられること。
- 介護予防事業所（介護予防認知症対応型共同生活介護）としても併せて指定を受け、一体的に運営を行うこと。
- 特定施設入居者生活介護以外の他の指定居宅サービス事業等や他の社会福祉事業などの併設は可能。
 - ※ 併設とは、グループホームと同時に整備（併設）し開設する場合のこと。
 - ※ 併設する事業については、それぞれの指定基準等を満たす必要がある。
 - ※ 特別養護老人ホームを併設する場合は、別途、公募への応募が必要。
 - ※ 応募書類提出後の併設施設（事業）の変更は認められない。
 - ※ 応募書類提出後の変更は認められない。
 - ※ 市街化調整区域の場合は併設ができないことがあるため、事前に本市建築都市局開発指導課など関係部署に確認すること。

【併設する指定居宅サービス事業等の例】

- ・訪問介護事業所、通所介護事業所、短期入所生活介護事業所、居宅介護支援事業所
認知症対応型通所介護※（介護予防サービス含む）
- ・小規模多機能型居宅介護事業所※、看護小規模多機能型居宅介護事業所※、
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所※
- ・その他社会福祉事業、地域福祉のモデル的事業に伴う設備 など
※公募での開設を希望する場合は、別途、公募への応募が必要。

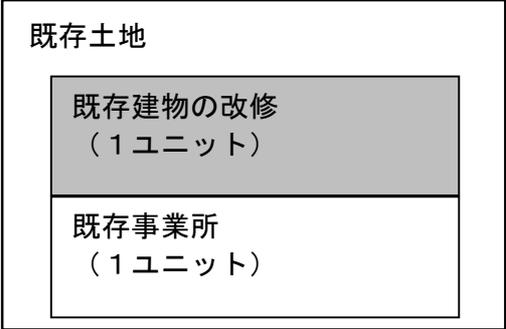
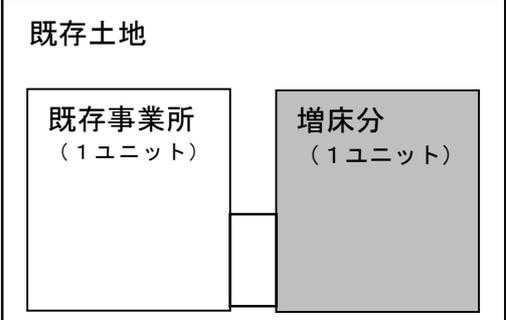
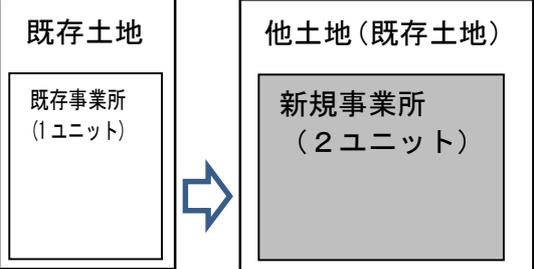
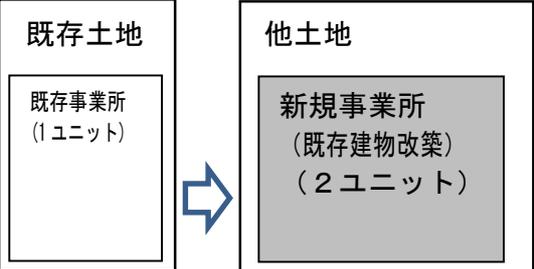
【増床要件】

- 対象の事業所は、北九州市内の1ユニットのグループホーム。
- 次に示す方法により、グループホームの増床を行うものとする。いずれの場合も、増床部分の定員は1ユニット定員9名とし、全室個室・ユニット型とする。
(詳しくは P10 参照)
 - ※ 9床に満たない又は9床を超える増床は不可とする。
 - (1) 既存建物のスペースを使って増床（増築なし）
 - (2) 既存建物に増築して増床
 - (3) 移転新築による増床
 - (4) 移転改築による増床
- 入居者へのサービス提供や日常生活に支障のないよう十分に配慮を行うこと。
 - ※ 現入居者及び家族への十分な説明を行い、増床についての同意を得ること。
- 近隣住民及び隣接地権者の同意を得ること。
- 増床部分の運営開始までに、所要の人員を確保すること。(事前研修の期間を考慮して採用すること。)

※ その他の必要な事項は、別記の留意事項、評価基準のとおり。

■加算対象圏域

圏域		小学校区名	加算対象圏域
門 司	1	大積、白野江、柄杓田、松ヶ江北、松ヶ江南	—
	2	小森江東、田野浦、港が丘、門司海青、門司中央	—
	3	小森江西、大里東、大里南、大里柳、西門司、萩ヶ丘、藤松	—
小計			—
小倉北	1	足原、霧丘(小倉南区を除く)、桜丘、寿山、富野	—
	2	藍島、足立、貴船、小倉中央、三郎丸、中島、城野(小倉南区を除く)	—
	3	到津、井堀、中井、西小倉、日明、高見(八幡東区を除く)	—
	4	泉台、今町、清水、南丘(小倉南区を除く)、南小倉	—
小計			—
小倉南	1	朽網、曾根、曾根東、田原、貫、東朽網	—
	2	葛原、高蔵、沼、湯川、吉田	—
	3	北方、城野(小倉北区を除く)、横代、若園、霧丘(小倉北区を除く)	○
	4	企救丘、広徳、志井、徳力、長尾、守恒、南丘(小倉北区を除く)	—
	5	市丸、合馬、長行、新道寺、すがお	—
小計			1
若 松	1	赤崎、小石、修多羅、深町、藤木、古前、若松中央	○
	2	青葉、江川、鴨生田、高須、花房、二島、光貞(八幡西区を除く)	—
小計			1
八幡東	1	祝町、枝光、高槻、高見(小倉北区を除く)、槻田、ひびきが丘	—
	2	大蔵、河内、皿倉、花尾(八幡西区を除く)、八幡、黒崎中央(八幡西区を除く)	○
小計			1
八幡西	1	赤坂、浅川、医生丘、折尾東、本城、光貞(若松区を除く)	—
	2	永犬丸、永犬丸西、折尾西、則松、八枝	—
	3	青山、穴生、熊西、竹末、萩原、引野	—
	4	黒畑、黒崎中央(八幡東区を除く)、筒井、鳴水、花尾(八幡東区を除く)	—
	5	大原、上津役、塔野、中尾、八尻	—
	6	池田、香月、楠橋、木屋瀬、千代、星ヶ丘	—
小計			—
戸 畑	1	あやめが丘、戸畑中央、中原	—
	2	一枝、大谷、鞆ヶ谷、天籟寺、牧山	—
小計			—
総計			3

増床の方法	建設補助金 【県要綱の補助額】	留意点
<p>(1) 既存建物のスペースを使って増床（増築なし）</p> 	<p>対象外</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存建物と増床分が一体として管理運営できること （増床部分が既存事業所と道を挟んだ立地や敷地内であっても既存事業所と一体的に管理運営できると認められない場合は不可とする。） ・当該建物の「検査済証」があること ・建築基準法に基づく「用途変更」を行うこと
<p>(2) 既存建物に増築して増床</p> 	<p>対象 ※増床に必要な部分のみ対象。ユニット間を結ぶ通路等は対象外。 【26,250 千円】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存建物と増床分が一体として管理運営できること （増床部分が既存事業所と道を挟んだ立地や敷地内であっても既存事業所と一体的に管理運営できると認められない場合は不可とする。）
<p>(3) 移転（取壊し）新築による増床</p> 	<p>対象 ※1ユニット分のみ対象 【26,250 千円】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存事業所を取り壊して、同一敷地内で事業所を建設することも可であるが、現利用者のサービス提供に支障がないように法人が責任を持って対応すること （既存事業所が補助金の交付を受けている場合、当該補助金の返還が必要となることがあるので留意すること）
<p>(4) 移転改築による増床</p> 	<p>対象 ※1ユニット分のみ対象 【850 千円】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該建物の「検査済証」があること ・建築基準法に基づく「用途変更」を行うこと （既存事業所が補助金の交付を受けている場合、当該補助金の返還が必要となることがあるので留意すること）

9 留意事項

(1) 応募者について

下記の要件を満たしている法人であることを応募の条件とします。

- 介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号及び第 115 条の 12 第 2 項各号に該当しないこと。
- 北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 11 条に定める者及び団体に該当しないこと。（同条例第 16 条及び第 21 条の準用規定を適用）
- 本市が定める指定条件を満たしていること。
 - ・ 法人が経営する事業所に対し、国・県・市により指導・監査が行われた場合は、指摘事項を改善していること。
 - ・ 介護給付費等返還金がある場合は、誠実に返還していること。
- 法人として、適正かつ安定した経営を維持していること。
- 今後、継続して第三者評価を受ける予定であること。

(2) 資金計画について

- 事業所整備に必要な資金の確保については、関係法令等を十分に理解して資金計画を立ててください。
- ※ 資金状況確認のため、法人の預貯金残高証明（令和元(2019)年 5 月 1 日現在もの）をご提出いただきます。その他必要に応じて書類の提出を求めることがあります。

(3) 建設補助金について

- グループホームの新設又は法人自己所有の建物の増床部分について、新築、増改築又は移転改修する場合のみ補助の対象となります。
- 応募にあたっては、次の補助単価で算定してください。
 - ※整備に係る費用が下記の額よりも少ない場合は、実際の額で算定してください。
 - ※補助金を受けて整備したのち、事業の廃止や別の事業への転用等を行う場合は、原則補助金を返還していただきます。
- 補助単価は、新築：26,250 千円、改修：8,500 千円です。ただし、当該補助金の交付及び補助金額はあくまで予定であり、事業選定により、確約されるものではありませんので、ご了承ください。
- 補助対象経費は、法人自己所有の建物を建設する費用となります。
 - ※ 土地の購入費、造成費は対象外です。
 - ※ 建物に根抵当権が設定されている場合は、補助の対象とはなりません。
 - ※ 建物を賃借する場合は対象外です。

(4) 資金の借入先について

- 借入先については、民間金融機関のうち、ゆうちょ銀行・都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・信用組合・信託銀行、又は政府系金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央公庫等）としてください。

- 建設資金の融資に関しては、独立行政法人福祉医療機構に相談ができます。
(福祉医療機構大阪支店：福祉審査課 Tel 06-6252-0216)
- 社会福祉法人の場合は、資金の借入先が制限される場合があるので、公募へ応募する旨を含め、事前に法人の所管課に確認してください。

(5) 運転資金について

- 事業所の運営収入が確保されるまでの運転資金として、次の額に相当する現金、普通預金または当座預金等を、自己資金として確保していることを応募の条件とします。(借入金は自己資金には含まれませんのでご注意ください)

◎ 併設事業も含め、年間事業費の12分の3以上に相当する額

- ※ 年間事業費は、応募書類 NO25「資金収支（見込）計算書」（様式 8）の「支出計④」を算定基礎としてください。
- ※ 年間事業費は、1年目の収支を基礎として差し支えありませんが、12分の3は最低基準であり、開設前からの職員採用なども想定して、実際に必要な運転資金を確保してください。
- ※ 併設事業とは、グループホームの開設と同時に整備（併設）して開設する事業のことです。

(6) 資金収支計画について

- 資金収支計画については、事業開始から2年間の計画を立ててください。
- 同時に整備する併設事業がある場合は、すべての併設事業について、それぞれ2年間の資金収支計画を立ててください。
- 収入や支出については、各事業者の経営方針で計画的な見込みを立て、利用者確保の見込み（稼働率）や、人員配置、職員の採用計画などにに基づき算定してください。
- 応募書類の NO25「資金収支（見込）事業別内訳書（本体事業）」「資金収支（見込）人員配置予定表（本体事業）」に掲載している注意事項も確認の上、作成ください。

(7) 建設工事について

- 公募選定された後、市から建設補助を受けて行う建設工事は、公共工事に準じた指名競争入札等によって建設業者を決定していただく必要があるため、事前に建設業者を決定することはできません。
※ 社会福祉法人以外で建設補助を受けない場合は、入札によらず建設業者を選定することも可能です。
- 今回提出する見積書は、設計業者によるものとし、建設業者の見積書は不可とします。
- 原則として、開設予定日（各月1日）の1ヶ月前までに竣工してください。

(8) 土地・建物について

- 土地・建物については、事業実施に支障がないか等を関係部局等に事前に相談し、応募書類の No28「事業所開設予定地・建物の状況」（様式 10-2）に相談日時、担当者、相談結果を記載してください。特に都市計画法や消防法等の改正にはご注意ください。（福岡県福祉のまちづくり条例にも適合させることが必要です。）

- 開設予定地が都市計画法など各種関係法令の規制にかかる場合、原則として応募書類提出前までに関係部局等との協議を終え、確実に建設ができる状況にしておいてください。
- 既存の建物（民家等）を利用する場合は、原則として、建築基準法上の「用途変更」が必要か、本市建築都市局建築審査課に応募前に確認しておいてください。
- 建物の図面については、市からの設計変更の要請によるものを除き、原則として公募選定後の変更は認めないため、あらかじめ関係法令等への適合について確認するとともに、事業運営を開始した際に建物を使用することとなる現場職員（介護職員・看護職員等）の意見を踏まえて作成したものを提出してください。
- 事業所運営に必要な土地・建物を賃借する場合は事業開始後、10年以上賃借が確実であることが必要です。
- 応募法人が社会福祉法人の場合は、土地・建物は自己所有を要件とします。

【土地・建物を購入により取得する場合】

土地・建物をあらかじめ購入する必要はなく、応募の段階では所有権を有していなくても、売買が確実であることが確認できれば応募は可能ですが、その場合は条件付契約書(※)などを添付してください。

社会福祉法人が法人所管部署へ事前に相談することなく土地を購入した場合は、資金流出とみなされることがあるので、ご注意ください。

【土地・建物を賃借する場合】

応募の段階では賃借が開始されていないとしても、賃借が確実であることが確認できれば応募は可能ですが、その場合は条件付契約書(※)などを添付してください。

※ 条件付契約書とは、公募で選定されなかった場合は、契約等が無効であることなどを明記したものです。

（9）地域住民等への説明について

- 事業運営のために地域住民等との連携が必要ですが、建物を建設すること及びその工事を行うことについても事前に了承を得られるようにしておいてください。
- 地域住民等への説明の範囲（実際に近隣に居住している住民のほか、自治会や町内会などの組織等）については、地域の実情を十分に把握した上で検討してください。必要な範囲への説明を応募前に完了しておいてください。
- 地域住民等については、建物と事業内容等についての説明を行い、その説明経過と了承の有無を記載した書類及び同意書を提出してください。（応募書類 NO40（様式 11-1）、NO41（様式 11-2）、NO42（様式 11-3）、NO43（参考様式））
- 地域住民等への説明経過については、隣接地権者・地域住民ごとに記載してください。（応募書類 NO41（様式 11-2））
- 隣接地権者（法務局で確認のこと）については、説明経過と了承の有無を記載した書類を提出してください。（応募書類 NO40（様式 11-1）、NO41（様式 11-2））
- 隣接地権者の範囲は、道路や水路などを隔てた地権者も含まれます。また、隣接地権者と隣接住民が同一でない場合は、両方に説明が必要となりますので、ご注意ください。

※ 地域住民等への説明は、同意書を形式的に求めるものではなく、事業所建設や事業が円滑に進められるように、そのことを地域住民等が十分に理解し、協力が得られる状態であることが重要です。

(10) 事業所の人員について

- 開設までに所要の人員を確保できるよう、事業所職員の採用時期や募集期間等、事業所の開設時期や工期について、十分にご検討ください。
- 事業所職員は、事前研修の期間を考慮して採用してください。

(11) 提案書の評価基準について

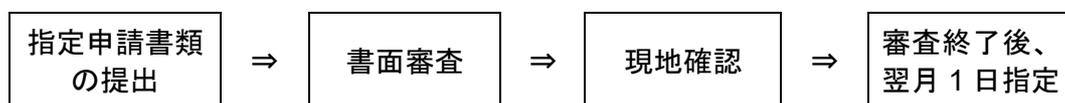
- 提案書は、応募法人の当該事業に対する考え方や取組みの具体性等を評価するためのものです。ヒアリング後に提案内容の確認を質問形式で行い、提案内容の具体的な考え方や法令等への理解等を確認した結果と併せ総合的に評価します。
- 他の法人の提案書から転用していることが判明した場合は、失格となることがあります。
- 提案書の大部分が外部の著書（インターネットを含む）の文言を引用している場合は、評価されないことがあります。

(12) ヒアリングについて

- ヒアリングは、法人代表者や施設長予定者等に出席していただき、応募理由等の説明を行っていただきます。

(13) 「介護保険法」に基づく指定について

- 公募で選定された事業予定者は、介護保険法に基づく指定申請が、別途必要です。
- 介護保険法に基づく指定申請については、開設予定日の3か月前に提出していただきます。



10 禁止事項と欠格事項等について（重要事項）

- ① 第三者機関の検討の前に、次の行為を行った場合、審査を行うことなく失格とする。
 - ・ 第三者機関の構成員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、または接触した場合
 - ・ その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
 - ② 書類の提出期限後（第三者機関の検討まで）は、次に該当する場合、審査を行うことなく失格とする。
 - ・ 提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
 - ・ 重要な事項（建設場所・施設種別・定員・資金の確保等）の変更があった場合
 - ・ その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
 - ③ 第三者機関で検討し、市が選定した後に、次に該当する場合、審査結果にかかわらず失格とする。
 - ・ 提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
 - ・ 重要な事項（建設場所・施設種別・定員・資金の確保等）の変更があった場合
※ただし、補助制度の変更に伴う資金収支計画の変更は除く
 - ・ その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
 - ④ 「北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」及び「北九州市介護サービス事業者等からの暴力団員等排除のための措置に関する要綱」に基づき、次に該当する場合は、選定前においては審査を行うことなく失格とし、また、選定後においては、審査結果にかかわらず失格とする。
 - ・ 提出された役員等の名簿を福岡県警に照会した結果、暴力団員等に該当することが判明した場合
 - ・ 上記では暴力団員等に該当することが判明せず、事後に暴力団員等に該当することが判明した場合
- 【失格事例】**
- ・ 別の公募における他の法人が作成した提案書を、ほぼそのまま転用していることにより失格となった。

11 その他の留意事項

- 応募者は、応募書類の提出をもって、応募条件等の公募内容を承諾したものとみなします。
- 応募者から提出された応募書類等の著作権は、それぞれの応募団体に帰属します。
- 応募締切り後の応募書類の修正は、市から依頼する場合を除き認めません。
- 応募書類の提出に要する経費については、選定結果にかかわらず、本市は一切負担しません。
- 応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

（選定前までの辞退について）

- 書類の提出期限後、事業予定者の選定前までに、やむを得ない事由等で辞退する場合は、辞退理由を明記の上、法人名・代表者名の署名、法人印の押印のある辞退届（様式任意）を提出してください。

(選定後の辞退について)

- 事業予定者として選定された後に辞退することは、本市の行政計画全体に大きな支障を来たすこととなります。その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。
- 選定後に辞退した場合は、北九州市いきいき長寿プラン（2018～2020年度）に基づいて実施する施設整備の公募に応募することができなくなります。
- 事業予定者名は選定後に公表するため、その後に辞退する場合は、法人名・代表者名・辞退理由等の公表を行います。また、必要に応じて地域密着型サービスに関する会議等で説明を行っていただくことがあります。

1.2 問い合わせ及び書類の提出先について

- ご不明な点等は、原則として FAX（別紙様式「質問票」）でお問い合わせください。内容によって折り返し回答または Q&A として回答します。
- 相談等で来庁する場合は、必ず事前に連絡の上、日時の手配を入れてください。また、設計事務所や不動産業者等による単独での相談は受け付けていませんので、必ず法人責任者が同行してください。
- 社会福祉法人の認可に関わる内容（役員構成や資金・土地の調達方法など）で、応募者側で判断できない場合は、事前にお問い合わせください。
- 公募に関する応募状況、審査状況等については回答できません。

【問い合わせ先・書類の提出先】

〒803 - 8501 北九州市小倉北区内 1 番 1 号 （北九州市役所 9 階）
北九州市保健福祉局介護保険課 施設サービス係
担 当 井上、木村、福岡
電 話 093 - 582 - 2771 F A X 093 - 582 - 5033
E-mail ho-kaigo@city.kitakyushu.lg.jp

※ 応募書類の様式データ（Word、Excel）は、上記 E-mail アドレスへご請求ください。メールの表題を「グループホーム公募 応募様式請求」としてください。

評 価 基 準

以下の要件を満たさない場合は、募集数に達していなくても選定されません。

◎ 基本項目について

すべての項目において、基準に適合していること。

◎ 評価項目について

評価結果が、基準点（60点）以上であること。

施設整備の評価基準(審査の着眼点)

【基本項目】 ◎ 審査基準に適合しているかどうかを審査する項目 (必須要件)

■事業所設置者(法人)に関するもの

大項目	中項目	主眼・着眼点
共通事項	介護保険法に基づく欠格条件	介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号及び第 115 条の 12 第 2 項各号に該当しないこと。
	介護サービス事業者等からの暴力団員等排除のための措置に基づく欠格条件	「北九州市介護サービス等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」第 11 条第 1 項に定める者及び団体に該当しないこと(同条例第 16 条及び第 21 条により準用)。
既存の法人	本市が定める指定条件	法人が経営する事業所に対し、指導・監査が行われた場合は、指摘事項を改善していること。 介護給付費等返還金がある場合は誠実に返還していること。
	事業経営の実績	法人として適正かつ安定した経営を維持していること。
新たに法人を設立する者	応募書類提出までの法人設立	応募書類提出までに法人を設立すること

■事業所運営の確実性に関するもの

大項目	中項目	主眼・着眼点
資金計画等	資金の確保	事業所整備の資金確保が確実であること また、運転資金として、併設事業も含め年間事業費の 12 分の 3 以上の自己資金を確実に確保できること。
	償還計画及び収支計画	償還計画を含めた収支計画が適正であること。
	その他	その他事業所整備にあたり問題がないこと。
土地・建物	開設予定地	施設の開設予定地については、各種法令等に従い、原則、令和 2(2020)年 10 月末までに竣工し、令和 2(2020)年 12 月 1 日までに開設できる場所であること
	土地の確保	土地は、贈与契約・条件付売買契約書等で確実に確保できることが確認できること。 ※賃借の場合は 10 年以上の賃借が可能であること ※自己所有でない建物や根抵当が設定されている建物に係る新築・増改築工事費用については、建設補助の対象とならない。 ※社会福祉法人の場合は、社会福祉法第 25 条及び関連通知・基準の規定に注意
	土地の各種法令等適合	土地は、土砂災害特別警戒地域等に指定されていないなど、各種法令等に適合していること
	建物の各種法令等適合	建物は、居室等の面積や必要な設備の有無などが、建築基準法、消防法など各種法令等に適合すること(福岡県福祉のまちづくり条例にも適合すること)

■事業所運営の確実性に関するもの(つづき)

大項目	中項目	主眼・着眼点
地域との関係	地域住民に対する説明	地域の実情を十分に把握した上で、地域住民(実際に近隣に居住している住民のほか、自治会や町内会などの組織についても)に対する説明が十分になされ、理解と賛同が得られるようにしていること
	隣接地権者に対する説明	隣接地権者に対する説明が十分になされ、理解と賛同が得られるようにしていること
協力医療機関	協力医療機関の確保	協力医療機関・歯科医療機関が確保できることが確実であること
その他	事業所整備における支障	上記の他、事業所整備にあたり支障がないこと

■事業所指定基準等に関するもの

大項目	中項目	主眼・着眼点
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	定員	本公募で指定している定員数となっていること。
	介護予防事業	介護予防認知症対応型共同生活介護の指定も併せて受け、一体的に運営を行うこと
	指定基準との適合	その他、介護保険等に基づく人員基準、設備基準、運営基準等に適合すること 「北九州市介護サービス等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」の基準に適合すること

施設整備の評価基準(審査の着眼点)及び配点

【評価項目】 ◎ 審査において評価される項目

評価項目				配点
大項目	様式NO	中項目	主眼・着眼点	
基本方針	1	法人の経営理念及び施設の基本方針	社会福祉を目的とする事業者(介護保険事業を営む事業者)としての経営理念、経営理念を具体化した施設の基本方針	5
	2	安定した事業運営に向けた取組み	開設予定地周辺の地域特性を踏まえ、事前の市場調査等に基づく経営策や安定かつ継続的にサービスを提供するための事業運営について基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策。	5
	3	利用者一人ひとりへの質の高いサービス提供	利用者の立場に立ちながら、利用者一人ひとりの心身の状況等に応じたサービス提供を行うことや、質の高いサービスを提供し続けるための基本的な考え方と具体的な取組みそれを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備等ハード面の取組み。	4
	4	認知症高齢者ケア	認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるための取組みなど、認知症高齢者ケアに対する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備等ハード面の取組み。	5
	5	人材の確保と定着	施設で働く職員の人材確保と定着率の向上について基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備等ハード面の取組み。	4
	6	職員の育成、職場環境	施設で働く職員のやる気や満足度を高めるための職場の環境づくりなどについて基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備等ハード面の取組み。	4
	7	利用者への情報提供、情報公開	利用者・家族にとって必要な情報の提供や説明及び情報公開、適正な表示等について基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備等ハード面の取組み。	3
利用者保護対策	8	個人情報保護対策	個人情報保護に関する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備等ハード面の取組み。	4
	9	利用者の尊厳の保持	人権・プライバシーの保護、身体拘束廃止、おむつはずしなど、尊厳の保持について基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備等ハード面の取組み。	4
利用者保護対策	10	衛生管理等の対策	日常的な衛生管理から感染症や食中毒等の発生時の対応・再発防止などに関する基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備等ハード面の取組み。	4
	11	苦情解決の仕組み	様々な苦情に対する解決の仕組みについて基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策。	4

利用者保護対策	12	虐待防止対策、身体拘束廃止	虐待防止や虐待対応、身体拘束廃止に関する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策。	4
	13	事故防止対策及び事故発生時の対応	誤嚥や転倒など日常的な事故防止や発生時の対応・再発防止などに関する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備等ハード面の取組み。	4
	14	非常災害対策	基準条例に基づく自治会等との協力体制など、火災や天災など非常災害時等の危機管理に関する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備等ハード面の取組み。	4
地域に開かれた施設	15	地域との連携	開設予定地周辺の地域特性を踏まえ、地域交流スペースを活用した地域住民との交流や地域包括支援センターなどの関係機関との連携のほか、基準条例に基づき、自治会等の地縁による団体に加入するなどの地域社会に溶け込む工夫等、利用者のための地域連携について基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備等ハード面の取組み。	5
	16	医療と介護の連携	医療ニーズの高い利用者に対する医療と介護の提供について基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策。	4
	17	地域包括ケアへの取組み	地域包括ケアシステムに関する基本的な考え方を理解しているか。また、地域の介護等の拠点として、地域住民が住み慣れた地域で生活を継続していくための介護予防や併設事業、その他独自の取組みなどの支援策についての基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策。	4
ハード面・ソフト面での施設の特徴	18	施設面での特徴	食事・排泄・入浴など生活の場としての居住空間、くつろぎや交流の場、地域交流スペース、環境への配慮、その他将来を見据えた創意工夫のある設計・設備等ハード面の特徴。	5
	19	その他創意工夫や取組みの特徴	ハード面・ソフト面を通じて、先見性・独自性に富んだ創意工夫や考え方などの特徴について、基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備等ハード面の取組み。	4
■基本方針・運営方針に関するもの(小計)				80
立地面・設置場所		立地面での特徴	住み慣れた地域、住宅地や利便性・安全性など、周辺環境・敷地の状況などの特徴。	7
立地面・設置場所		設置場所	既存施設等との距離や偏りのない施設配置。	3
■立地面・設置場所等に関するもの(小計)				10
その他		ヒアリング	・応募理由 ・応募事業を実施する上で、最も大切であると考えていること ・評価項目の中項目から、1つの項目について最も大切であると考えていること。	10
合 計				100

※ 「様式 NO」は、応募書類 NO13（様式 7-1）「運営方針等の提案について」の各項目の番号。